

景観形成重点地区とは

◆テーマ「衾里の似合う街道の継承と創造」

景観形成重点地区とは、掛川市景観条例に基づく制度であり、市内で、特に景観づくりについて積極的な取り組みが必要であると認められた地区のことです。

「遠州横須賀街道沿道地区」は、市内で初めて景観形成重点地区として認定された地区です。「衾里の似合う街道の継承と創造」というテーマのもとに、建築物の屋根の形状や壁の位置、高さや色彩、屋外広告物などを、街並みにふさわしい景観とすることを目指していきます。

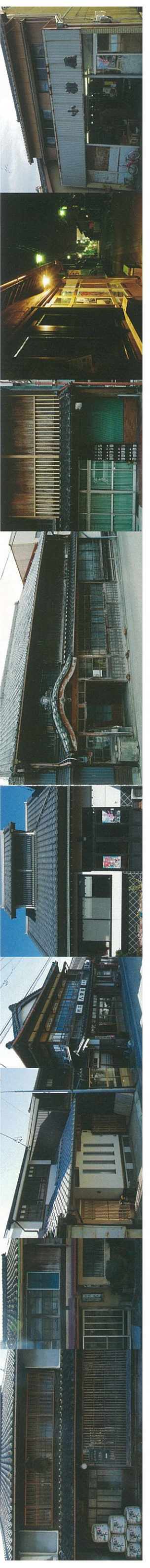
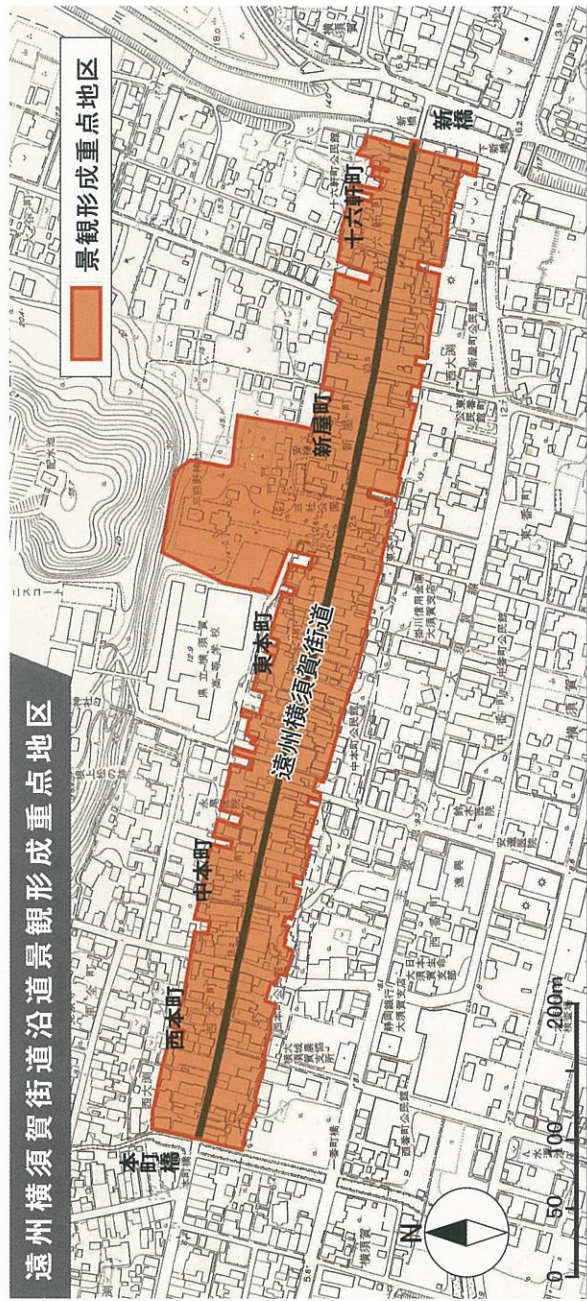
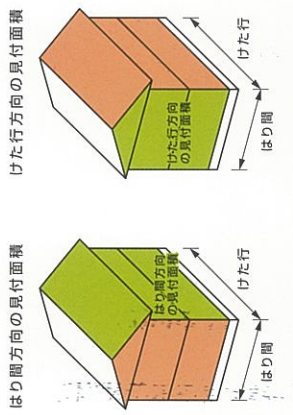
◆建物や工作物の新築や建て替え、修理などをする場合は、届出が必要です

【届出が必要なとき】

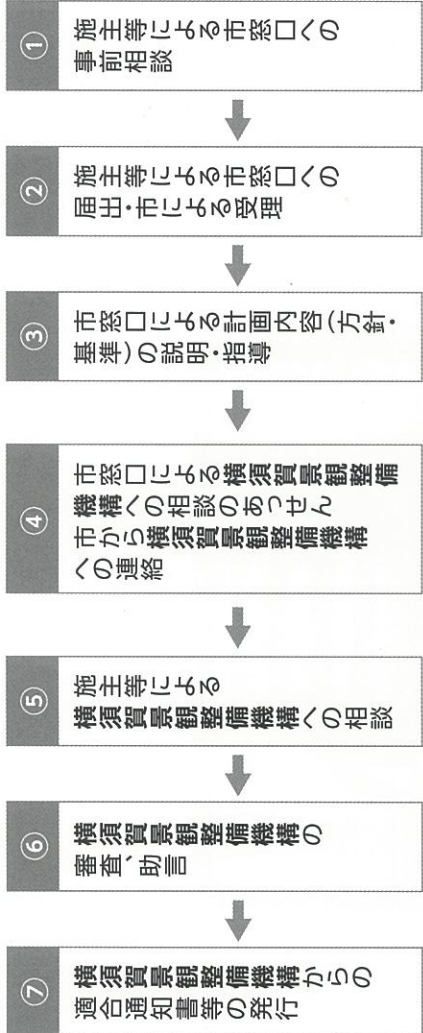
- 建築物や工作物を新築、改築、増築増設、移築、移設したりするとき。
- 建築物や工作物の外観を変更したり、色彩を変更したりするとき。

【注意事項】

- 建築物全ての見付面積の2分の1以上となる面積の外観や色彩を変更するときに届出が必要となります。
- 見付面積とは、はり間(短辺方向)または、けた行(長辺方向)の鉛直投影面積のことです。
- 外壁などを、同じ色の塗料で塗り替える場合であっても、「色彩の変更」に該当するものとし、届出が必要となります。



届出の流れ



重点地区の建物にはこのステッカーを貼っていただきます。

留意点

- ①の事前協議は希望する施主等が行うものであり、必ず実施されるものではありません。
- 景観法により施主などが行う行為は、②の届出・受理までです。①及び③～⑥は、任意の行為となります。また、②の受理により、法で義務づけられる市の役割は終わります。
- ①、②、③の窓口は、大須賀支所内に設置できるよう調整を進めています。
- ③のように、市から横須賀景観整備機構に相談することをあつせんする仕組みにしますが、法的強制力がないために、相談に行かないこともあります。
- ①、②の事前協議、届出・受理があつた場合は、その内容を横須賀景観整備機構に報告します。
- ⑥の相談窓口担当者は、芳野康広さん、平松郁生さんとし、随時直接面談して指導助言します。この際、時間の都合がつかない場合は、「大須賀建築士会」の研究会住宅無料相談の場で指導助言を行うこともできます。
- ⑥の審査、助言時に、問題がある物件や対応について検討が必要な場合、横須賀景観整備機構を招集し、協議を行います。

◆横須賀景観整備機構を組織します

「横須賀景観整備機構」とは、地元住民が主体となって掛川市と連携し活動を進める組織です。現在は、任意団体ですが、将来的にはNPOなどを設立し、景観法で定める景観整備機構になることを目指しています。

◆役割

「遠州横須賀街道沿道地区」における景観形成重点地区の計画に基づき、対象エリアのまち並み景観の保全継承に関する活動を、次のように行っています。

また、市内の景観形成における先導的役割を担う団体であることを認識し、活動は、当該地区の良好な景観形成に資する活動を基本としながら、市内全域を対象とする掛川市景観整備機構が設立された際には、連携を図りながら活動を進めていきます。

- 景観法に基づく届出者からの建築計画の相談・助言
- 屋外広告物の誘導に関する活動
- 地域住民や業者に対する届出制度の周知に関する活動
- 基準の周知や表彰制度の推進等、景観形成の意識の醸成に関する活動
- 太陽光パネルや空き家等の撤去や、景観形成の課題への対応検討
- その他、景観形成に関する活動全般